

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月12日
【四半期会計期間】	第8期第1四半期（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）
【会社名】	株式会社ブロードリーフ
【英訳名】	Broadleaf Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大山 堅司
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川四丁目13番14号
【電話番号】	(03)5781-3100(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員企画本部長 羽生 武史
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川四丁目13番14号
【電話番号】	(03)5781-3100(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員企画本部長 羽生 武史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期 第1四半期累計期間	第8期 第1四半期累計期間	第7期
会計期間	自平成27年1月1日 至平成27年3月31日	自平成28年1月1日 至平成28年3月31日	自平成27年1月1日 至平成27年12月31日
売上高 (千円)	3,467,460	3,460,726	16,824,282
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△69,099	△98,214	2,493,250
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失 (△) (千円)	△134,316	20,553	1,251,755
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	7,147,905	7,147,905	7,147,905
発行済株式総数 (株)	26,221,700	24,474,200	25,234,200
純資産額 (千円)	19,213,358	19,114,634	19,385,961
総資産額 (千円)	22,697,843	24,769,401	25,565,938
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額 (△) (円)	△5.31	0.85	50.47
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	0.85	50.44
1株当たり配当額 (円)	—	—	25.00
自己資本比率 (%)	84.5	77.1	75.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の損益等に重要性が乏しいため、記載しておりません。
4. 1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、ブロードリーフ社員持株会専用信託として保有する当社株式を含めております。
5. 第7期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期における我が国経済は、政府や日本銀行による経済・金融政策により企業収益や雇用情勢に改善が見られるものの、不安定な中東情勢や新興国の景気減速による生産・輸出の鈍化懸念に加え、株価の下落や外国為替市場における円相場の不安定な動きもあり、先行きについては不透明な状況が続いております。

当社が属する情報サービス産業におきましても、金融や公共分野に加え製造業を中心に企業のIT投資は堅調に推移しているものの、景気の不透明感を背景に先行きについては慎重な姿勢も散見されております。一方、ビッグデータ、IoT、クラウド、セキュリティなど、戦略的な分野を中心にIT投資が拡大していくことが予想され、事業環境としては総じて底堅い状況となっております。

このような事業環境のもと、顧客基盤の拡大と収益構造の転換を目指し、「.NSシリーズ」をはじめとした当社アプリケーションおよびタブレット型業務支援ツール「CarpodTab（カーポッドタブ）」のユーザー数増加と、自動車部品の電子受発注サービス「BLパーツオーダーシステム」の業界標準化に向けた取り組みを強化しております。また、当社が顧客に提供している業種特化型アプリケーションを順次刷新していくほか、自動車関連データベースの強化・拡充、自動車補修部品ECサイトの市場投入、自動車関連データの分析サービスの開発等、顧客にとって付加価値の高いサービスを提供していくための取り組みを推進しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は34億60百万円（前年同期比0.2%減）となりました。損益の状況につきましては、研究開発費が増加したこと等もあり、営業損失97百万円（前年同期営業損失57百万円）、経常損失98百万円（前年同期経常損失69百万円）となりました。なお、受取損害賠償金を特別利益に計上したことにより、四半期純利益は20百万円（前年同期四半期純損失1億34百万円）となりました。

当社はITサービス事業の単一セグメントであります。売上分野別の状況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	当第1四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)	前第1四半期累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	前年同期比（増減率）
システム販売	2,011	2,138	△6.0%
システムサポート	314	317	△0.9%
ネットワークサービス	1,134	1,011	12.2%
合 計	3,460	3,467	△0.2%

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べて7億96百万円減少し、247億69百万円となりました。これは主に、売掛金が7億90百万円減少したことによるものです。

負債は、前事業年度末に比べて5億25百万円減少し、56億54百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による1億73百万円減少、買掛金1億66百万円減少及び未払金1億30百万円減少によるものです。

純資産額は、前事業年度末に比べて2億71百万円減少し、191億14百万円となりました。これは主に、自己株式の消却及び配当により利益剰余金が12億44百万円減少したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における当社全体の研究開発活動の金額は1億39百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成28年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成28年5月12日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,474,200	24,474,200	東京証券取引所 （市場第一部）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株であります。
計	24,474,200	24,474,200	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成28年3月2日 (注)	△760,000	24,474,200	—	7,147,905	—	7,147,905

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 962,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 24,269,400	242,694	同上
単元未満株式	普通株式 2,300	—	—
発行済株式総数	普通株式 25,234,200	—	—
総株主の議決権	—	242,694	—

(注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式が84株含まれております。

2. 平成28年3月2日付で自己株式を760,000株消却したことにより、当第1四半期会計期間末日現在の完全議決権株式（自己株式等）は普通株式202,500株、発行済株式総数は24,474,200株となっております。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式の割合 (%)
株式会社ブロードリーフ	東京都品川区東品川 四丁目13番14号	962,500	—	962,500	3.81
計	—	962,500	—	962,500	3.81

(注) 1. 上記のほか、ブロードリーフ社員持株会専用信託が所有する当社株式68,300株があります。

2. 平成28年3月2日付に自己株式760,000株を消却しており、当第1四半期会計期間末日現在の自己保有株式数は202,584株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は0.83%となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,384,656	8,577,921
受取手形	68,981	37,948
売掛金	2,660,888	1,870,479
商品	215,153	166,343
仕掛品	4,509	—
貯蔵品	12,821	10,058
前払費用	166,386	242,157
繰延税金資産	201,544	156,531
未収入金	1,289,046	1,311,132
その他	34,054	37,234
貸倒引当金	△4,758	△3,301
流動資産合計	13,033,282	12,406,506
固定資産		
有形固定資産	457,944	445,040
無形固定資産		
のれん	9,362,268	9,195,085
ソフトウェア	1,246,711	1,242,515
無形固定資産合計	10,608,979	10,437,600
投資その他の資産		
投資有価証券	644,322	670,406
関係会社株式	203,859	203,859
関係会社出資金	163,625	163,625
関係会社長期貸付金	60,000	60,000
従業員に対する長期貸付金	—	287
破産更生債権等	13,712	13,903
長期前払費用	23,090	16,856
敷金及び保証金	365,272	359,656
その他	5,560	5,560
貸倒引当金	△13,712	△13,903
投資その他の資産合計	1,465,730	1,480,253
固定資産合計	12,532,655	12,362,895
資産合計	25,565,938	24,769,401

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	480,270	314,048
1年内返済予定の長期借入金	624,000	624,000
リース債務	32,641	32,685
未払金	2,396,358	2,266,320
未払費用	169,794	125,448
未払法人税等	118,444	105,752
未払消費税等	67,388	129,375
前受金	30,244	57,656
預り金	74,681	39,047
賞与引当金	278,406	235,978
損害補償損失引当金	34,612	33,214
その他	31,201	31,201
流動負債合計	4,338,044	3,994,727
固定負債		
長期借入金	1,675,160	1,501,970
リース債務	51,126	42,938
資産除去債務	112,041	112,275
繰延税金負債	3,603	2,856
固定負債合計	1,841,931	1,660,040
負債合計	6,179,976	5,654,767
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,147,905	7,147,905
資本剰余金	7,147,905	7,147,905
利益剰余金	6,362,772	5,118,530
自己株式	△1,322,701	△349,964
株主資本合計	19,335,880	19,064,376
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	20,489	20,665
評価・換算差額等合計	20,489	20,665
新株予約権	29,592	29,592
純資産合計	19,385,961	19,114,634
負債純資産合計	25,565,938	24,769,401

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	3,467,460	3,460,726
売上原価	1,080,473	1,049,690
売上総利益	2,386,987	2,411,035
販売費及び一般管理費	2,444,528	2,508,590
営業損失(△)	△57,541	△97,554
営業外収益		
受取利息	1,044	874
受取配当金	287	3,500
受取補償金	2,730	972
投資事業組合運用益	3,976	—
その他	4,879	3,313
営業外収益合計	12,918	8,660
営業外費用		
支払利息	1,547	2,873
損害補償損失引当金繰入額	5,951	5,594
支払手数料	15,000	—
その他	1,977	850
営業外費用合計	24,475	9,319
経常損失(△)	△69,099	△98,214
特別利益		
固定資産売却益	6,430	—
受取損害賠償金	—	250,925
特別利益合計	6,430	250,925
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	△62,669	152,711
法人税、住民税及び事業税	11,154	88,200
法人税等調整額	60,492	43,957
法人税等合計	71,647	132,157
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△134,316	20,553

【注記事項】

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社グループ社員（以下、「社員」といいます。）に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

1. 取引の概要

本プランは、「ブロードリーフ社員持株会」（以下「持株会」といいます。）に加入するすべての社員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「ブロードリーフ社員持株会専用信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、本プランを導入後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末104,643千円、68,300株、当第1四半期会計期間末93,305千円、60,900株であります。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前事業年度末111,160千円、当第1四半期会計期間末93,970千円

(取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入)

当社は、平成28年2月23日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員（以下、「取締役等」という）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」という）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成28年3月30日開催の第7期定時株主総会（以下、「本株主総会」という）にて付議し、当該株主総会において承認されました。

1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

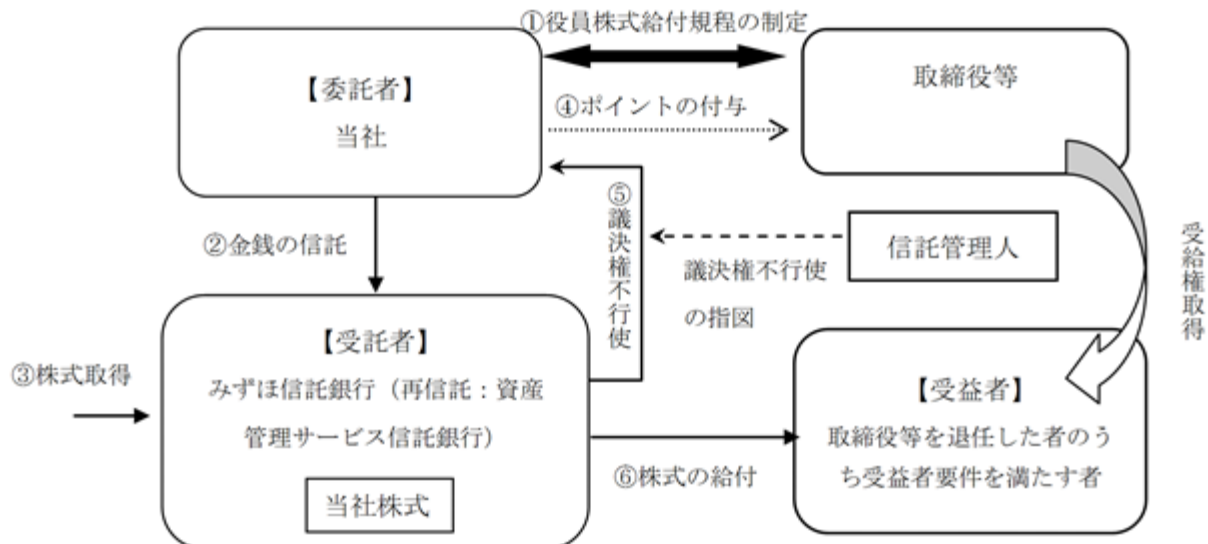
なお、本制度は、取締役等に対する株式報酬制度であります。取締役等と従業員との間で上記目的を共有するため、本制度と連動した従業員向けインセンティブプランの導入を予定しております。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」という）を通じて取得され、当社の取締役等に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役位、業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」という）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を交付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役及び監査役は本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

平成28年6月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 当社が本信託に拠出する金額及び本信託が取得する株式数

当社は、本制度のために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要な資金として、1事業年度あたり総額73百万円を上限として拠出し、本信託を設定します。

具体的には、当社は、平成28年12月末日で終了する事業年度から平成32年12月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）のための株式取得資金として、365百万円を上限として本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として5事業年度ごとに、上記株式の取得資金として365百万円を上限として本信託に追加拠出を行います（以下、かかる5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に本信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、取引市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式の総数が増加することではなく、希薄化が生じることはありません。

(6) 取締役等に給付される当社株式数の算定方法

当社は、信託期間中の毎年12月末日で終了する各事業年度に関して、取締役等に対して、業績目標の達成度に応じて、以下の算定式によって定める数のポイントを付与します。

(計算式)

付与ポイント = 役位別ポイント数(※1) × 業績連動係数(※2)

※1 役位別ポイント数は、取締役会が役位別に定めた取締役等の基準報酬額(各取締役等の報酬額の20%程度)を、本信託による当社株式の平均取得株価で除した数とします。平均取得株価は本信託による当社株式の取得価格の総額を取得株数で除した額とします。

※2 業績連動係数は、各事業年度における当社の売上高、営業利益等のそれぞれの目標達成度に基づき評価ポイントを算定し、その合計ポイントによって評価報酬委員会が評価、決定します。これにより、付与ポイント数は役位別ポイント数の0～130%の範囲で決定されることとなります。

当社取締役等に付与する1事業年度当たりのポイント数の合計は73,000ポイント(当社株式73,000株相当)を上限とします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の株主給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式合併等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。)

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という)。

(7) 取締役等に対する給付時期

当社の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(6)の記載に従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当該確定ポイントに対応する当社株式の一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の交付を受ける場合があります。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

3. 本信託の概要

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定です
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成28年6月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成28年6月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成28年6月（予定）から信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

（四半期貸借対照表関係）

1 保証債務

当社システムをリースにより購入した顧客の未経過リース料の一部について債務保証を行っております。

前事業年度 (平成27年12月31日)		当第1四半期会計期間 (平成28年3月31日)	
一般顧客12,248社	304,778千円	一般顧客12,229社	294,591千円
(注) 上記の保証債務金額は損害補償損失引当金控除後の金額であります。			

- 2 当社は、効率的な運転資金の調達を図るため、取引銀行と金銭消費貸借契約を締結し、コミットメントラインを設定しております。この契約に基づく借入実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成28年3月31日)
コミットメントラインの総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	2,000,000	2,000,000

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
減価償却費	161,002千円	147,968千円
のれんの償却額	167,183	167,183

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年3月26日 定時株主総会 (注)	普通株式	262,216	利益剰余金	10	平成26年12月31日	平成27年3月27日

(注) 配当金の総額には、ブロードリーフ社員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当金924千円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

(自己株式の取得)

当社は、平成26年11月27日開催の取締役会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第459条第1項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議し、普通株式1,194,500株、取得総額1,730,830千円の自己株式を取得しております。なお、平成27年1月27日をもって取得を終了しております。

この自己株式の取得等により、当第1四半期会計期間末において自己株式が1,864,597千円となりました。

当第1四半期累計期間(自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会 (注)	普通株式	303,395	利益剰余金	12.5	平成27年12月31日	平成28年3月31日

(注) 配当金の総額には、ブロードリーフ社員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当金853千円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

(自己株式の消却)

当社は、平成28年2月10日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月2日付で、自己株式760,000株の消却を実施いたしました。この結果、当第1四半期累計期間において利益剰余金及び自己株式がそれぞれ961,400千円減少し、当第1四半期会計期間末において利益剰余金が5,118,530千円、自己株式が349,964千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、ITサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、ITサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額 (△)	△5.31円	0.85円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額 (△) (千円)	△134,316	20,553
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額 (△) (千円)	△134,316	20,553
普通株式の期中平均株式数 (株)	25,281,330	24,205,419
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	0.85円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	—	10,759
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1. ブロードリーフ社員持株会専用信託が所有する当社株式を、「1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(前第1四半期累計期間90,863株、当第1四半期累計期間66,197株)
2. 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失のため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年5月12日

株式会社ブロードリーフ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 草野 和彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードリーフの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第8期事業年度の第1四半期会計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードリーフの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。